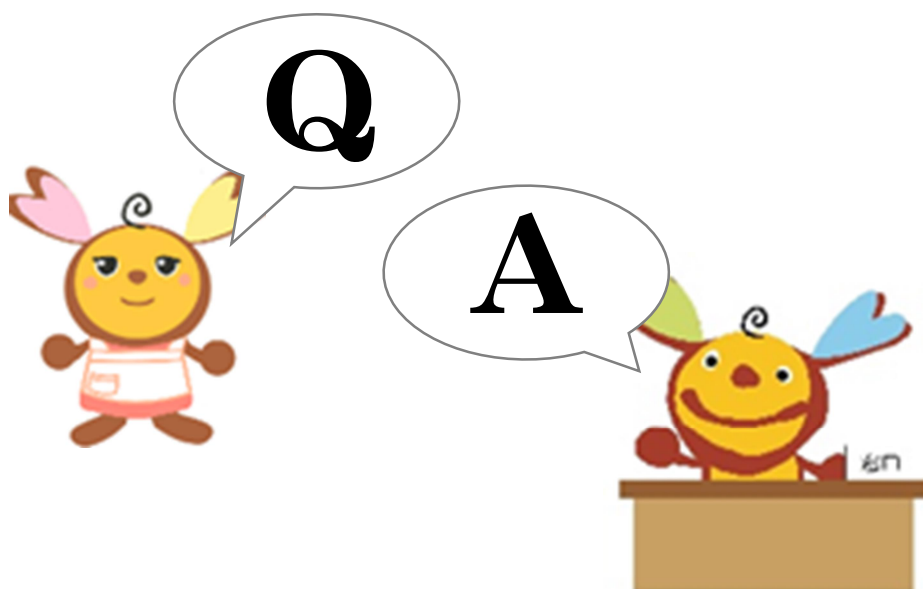


保育所入所申込みよくある質問集



令和8年10月
東松島市子育て支援課

目 次

I 申込・手続きに関する質問

保育所の申込みはいつからはじまりますか？.....	4
保育所申込の基準はどうなっていますか？.....	4
求職中でも、申し込むことはできますか？.....	4
第3希望まで記入したうえで『他施設を希望する』にチェックを付けるべきでしょうか。第1希望のみを記入した場合、優先されることはありますか？.....	5
第1希望をほかの自治体の保育所、第2、3希望については、東松島市内の保育所に希望を出すことは可能ですか？.....	5
現在、市外に居住していても申し込むことはできますか？.....	5
保育所申込後に就労状況、家庭状況及び子どものアレルギーなどの発達・健康状況に変化があった場合、連絡は必要ですか？.....	5
当初申込後に希望保育施設を変更することは可能ですか？.....	6
保育所のほかに幼稚園や認可外保育所を同時に申込することは可能ですか？.....	6
新設される認定こども園を第一希望にできますか？.....	6
保育所と幼稚園をそれぞれ申し込みしており、幼稚園が受けました。保育所を辞退するにはどうしたらいいですか？.....	6
入所の結果については、いつごろわかりますか？.....	7
育児休業の延長を希望する場合は、どんな手続きになりますか？.....	7
育児休業明け、9月の入所を考えています。年度途中入所は可能ですか？また、あらかじめ11月に入所申請を行っておいた方がいいのですか？.....	7

II 入所選考・優先順位に関する質問

同居の祖父母が高齢・疾病等により育児支援が困難な場合、入所選考の優先順位に影響はありますか？.....	7
事前に子育て支援課や保育所にどうしても保育が必要な家庭の状況などを話しておくことで、入所に有利になることはありますか？.....	7
優先順位が高い世帯は希望の保育所も優先されますか？.....	8
第1希望のみを申込みしていたが、保留となりました。どこの保育所でもいいので、空きがでたら教えてほしいのですが、どのような手続きが必要ですか？.....	8
保留となりましたが、再度の申込み手続きは必要ですか？.....	8
保育所入所となりましたが、希望していた保育所ではないため、辞退し、希望が空くまで待とうかと思います。その場合、入所が不利になることなどありますか？.....	8

入所後に勤務時間が変わった場合、保育時間区分(標準・短時間)は変更できますか？.....	8
--	---

Ⅲ 保育料・費用に関する質問

申込の時点で、入所となった場合の保育料がいくらになるのか教えてもらえますか？.....	9
3歳から保育料無償化と聞きましたが、2歳児クラスに申し込み4月10日に3歳になる場合には、保育料はどうなりますか？.....	9
公立と私立の違いはどんなところにありますか？.....	9

Ⅳ 公立保育所再編に関する質問

公立保育所再編計画スケジュールを知りたい.....	1 0
令和9年度から赤井南保育所・赤井北保育所はどうなりますか？.....	1 0
令和10年度から大曲保育所・大塩保育所はどうなりますか？.....	1 0
矢本地区にも新しい施設ができますか？.....	1 1
赤井南・赤井北保育所に在籍している子どもは、自動的に新しい認定こども園へ移行しますか？	1 1
認定こども園と保育所の違いは何ですか？.....	1 1
幼稚園的な教育時間はありますか？.....	1 1
兄弟姉妹で同じ保育施設に通えるよう配慮されますか？.....	1 1
赤井南・赤井北保育所等の閉所後、書類や記録はどうなりますか？.....	1 1
閉所前に個別相談はできますか？.....	1 1

I 申込・手続きに関する質問

Q 保育所の申込みはいつからはじまりますか？

令和9年度の入所申込受付は、令和8年11月から始まります。

第1希望が私立施設保育施設か公立保育所かで申込方法が異なりますのでご注意ください。

受付時間等の詳細は「令和9年度保育施設申込案内」をご覧ください。

申込資料は10月1日(木)から子育て支援課および市内認可保育所で配布しています。

Q 保育所申込の基準はどうなっていますか？

基準につきましては、就労状況や家庭の状況など総合的に判断し、保育の必要性が高い世帯から優先順位をつけた上で御案内いたします。

お申込み条件の詳細な内容につきましては、令和9年度保育施設申込案内「3 支給認定」の項目を御覧ください。

Q 求職中でも、申し込むことはできますか？

求職中の方でも申込みは可能です。

ただし、入所選考においては、就労中の方より優先順位が低くなる場合があります。

(1) 就労内定がある場合の取扱い

令和9年4月から就労予定で、すでに内定が出ている場合は、就労証明書を提出いただければ「就労」として審査します。

(2) 就労証明書が提出できない場合

内定先から「現段階では就労証明書を作成できない」と言われた場合は、以下の書類により審査が可能です。

- ・内定していることが分かる書類
- ・勤務体系が分かる書類
- ・就労時間が分かる書類

これらの内容を基に、就労として判定します。

(3) 申込後に内定が出た場合

当初は求職中として申込んだ後に内定が出た場合は、速やかに子育て支援課へ就労証明書等を提出してください。提出時期によっては優先順位が変わる可能性があります。

Q 第3希望まで記入したうえで『他施設を希望する』にチェックを付けるべきでしょうか。第1希望のみを記入した場合、優先されることはありますか？

第1希望のみを記入した方が優先されることはありません。希望の施設が多いほど入所決定となる可能性は高まります。

ただし、入所決定後、別の施設への変更には応じかねます。

他施設を希望するにチェックを付けた場合は、なるべく保護者様に通所の御負担がかからないように居住地や勤務先を考慮し選定しますが、多少距離のある保育所になってしまう場合もございますので、御了承願います。

Q 第1希望をほかの自治体の保育所、第2、3希望については、東松島市内の保育所に希望を出すことは可能ですか？

申込みは可能です。

ただし、他市町村の入所結果は、1～2月に通知されるため、その結果を受けてから調整となります。その時には、既に市内の入所児童の大枠が確定していることもありますので、その段階からの調整は難しい場合があります。

希望園は、可能な限り1つの自治体に絞って申し込む方が、調整が円滑に進む傾向があります。

※あくまで可能性が高まる程度ですので、参考程度にしていただければと思います。

Q 現在、市外に居住していても申し込むことはできますか？

利用開始日までに東松島市に転入される場合については、申し込むことができます。入所することになった場合には、入所内定通知を送付いたします。

ただし、入所内定後、利用開始日を過ぎても本市への転入がなかった場合には、内定取消となりますので、御注意願います。

なお、市外に住所をおいたまま、利用したい場合には、市外の自治体で広域入所としてお申込みいただくこととなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

Q 保育所申込後に就労状況、家庭状況及び子どものアレルギーなどの発達・健康状況に変化があった場合、連絡は必要ですか？

必要です。

就労状況や家庭状況は、優先順位に影響があります。

子どものアレルギーなどの発達・健康状況については、入所決定後、施設で受入準備を万全にするために必要となるため、速やかに子育て支援課まで御連絡下さい。

Q 当初申込後に希望保育施設を変更することは可能ですか？

可能です。

その場合には、子育て支援課までおこし下さい。

ただし、年明け後での希望変更になると大枠が決定しているため調整が難しく、結果として希望に沿えない場合もございますので、御了承願います。

Q 保育所のほかに幼稚園や認可外保育所を同時に申込することは可能ですか？

はい、同時に申込むことは可能です。

東松島市では、近年は定員の確保に努めており、年度当初の待機児童は発生していない状況です。ただし、各保育所の年齢別定員や地域によっては、希望園が満員となり、別園での調整が必要となる場合があります。

また、保育所の入所決定は審査の都合上、例年2月上旬の通知となります。通知後に新たな保育施設を探すことは時間的に難しいため、幼稚園や認可外保育施設を併願しておくことは選択肢を確保するうえで有効です。

Q 新設される認定こども園を第一希望にできますか？

はい。新設認定こども園は第1希望として申請できます。

ただし、利用する認定区分により申請先が異なります。

(1) 2号・3号認定(保育利用)

4月1日当初申込みは各保育施設へ、4月1日以降の随時申込みは東松島市子育て支援課へ申請してください。

新設園を第1希望として記載することで、通常の入所選考の対象となります。

(2) 1号認定(教育利用)

1号認定は「幼稚園的な教育時間」で利用する区分のため、申請手続きは園(事業者)への直接申請となります。

市への保育所申込とは手続きが異なります。

Q 保育所と幼稚園をそれぞれ申し込みしており、幼稚園が受けました。保育所を辞退するにはどうしたらいいですか？

保育所の申し込みを辞退する場合、「保育所申込取下願」を御提出していただく必要がありますので、子育て支援課までおこし下さい。

Q 入所の結果については、いつごろわかりますか？

例年、2月上旬に通知を送付しております。

関係機関への照会など、期間を要するものもございますので、御了承いただければと思います。

なお、保育料の決定については、3月下旬に通知します。

Q 育児休業の延長を希望する場合は、どんな手続きになりますか？

入所申込をしたものの、保育所等に入れない場合には、育児休業を延長できる場合があります。

必要な書類や手続きの詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください、職場へ相談してください。

子育て支援課で発行する書類が必要な場合にはお問い合わせください。

Q 育児休業明け、9月の入所を考えています。年度途中入所は可能ですか？また、あらかじめ前年11月に入所申請を行っておいた方がいいのですか？

年度途中入所は毎月受付しています。

入所希望月の前月10日までに申請してください。

ただし、各保育所の空き状況によってはお待ちいただく場合があります。

11月に申請することも可能ですが、入所調整は就労状況や利用開始日を基に行います。

Ⅱ 入所選考・優先順位に関する質問

Q 同居の祖父母が高齢・疾病等により育児支援が困難な場合、入所選考の優先順位に影響はありますか？

その場合には、優先順位に影響はありません。

ただし、同居する方が健康かつ65歳未満で不就労の場合には、優先順位に影響があります。

Q 事前に子育て支援課や保育所にどうしても保育が必要な家庭の状況などを話しておくことで、入所に有利になることはありますか？

事前にお話しいただくことで有利不利になることはありません。

相談したいものの、様々な事情により、御来庁いただくことが難しい世帯もございますので、相談に御来庁いただいても、審査には影響がないことを御了承願います。

Q 優先順位が高い世帯は希望の保育所も優先されますか？

優先順位が高いことにより、希望の保育所が優先されるわけではありません。

あくまで優先順位が高いかどうかは、保育所へ入所できるかどうかの判定にのみ影響しますので、優先順位が高い世帯であっても、第2希望や第3希望などになることはあり得ます。

Q 第1希望のみを申込みしていたが、保留となりました。どこの保育所でもいいので、空きがでたら教えてほしいのですが、どのような手続きが必要ですか？

申込内容の変更が必要なため、子育て支援課までおこし下さい。

Q 保留となりましたが、再度の申込み手続きは必要ですか？

再度の申込みは不要です。

保留通知に記載された保留期間中に、保育所に空きが生じた場合、優先順位の高い世帯から順に市より連絡します。

空きが出る時期は、入所決定後の辞退や在園児の退所(転勤等)によるため、予測はできません。

就労状況や家庭状況が変更となった場合は、優先順位が変わる可能性があるため、新たな就労証明書等を、速やかに子育て支援課へ提出してください。

Q 保育所入所となりましたが、希望していた保育所ではないため、辞退し、希望が空くまで待とうかと思えます。その場合、入所が不利になることなどありますか？

不利になることはありません。

また、来年度以降の審査に響くのではないかと心配される方もいらっしゃるかもしれませんが、全く影響はございませんので、その点については、御安心ください。

Q 入所後に勤務時間が変わった場合、保育時間区分(標準・短時間)は変更できますか？

勤務時間の変更により保育時間区分の変更が必要となる場合は、子育て支援課へ申請してください。勤務証明書等の提出が必要です。

Ⅲ 保育料・費用に関する質問

Q 申込の時点で、入所となった場合の保育料がいくらになるのか教えてもらえますか？

入所が決定していない御家庭の税情報については、当課での確認は出来かねますので、両親の令和8年度市町村民税所得割課税額の合計金額を確認の上、令和9年度保育施設申込案内「3 保育料について」の項目を御参照ください。

※令和8年度市町村民税所得割課税額がわからない場合、令和8年1月1日に住所を有していた市町村の税務課にて課税証明書等(均等割・所得割額内訳が記載されているもの)をお取りいただくことにより確認いただけます。

Q 3歳から保育料無償化と聞きましたが、2歳児クラスに申し込み4月10日に3歳になる場合には、保育料はどうなりますか？

保育料は、利用する年の3月31日現在の満年齢で決定するため、年度途中で3歳になった場合、2歳児クラスの保育料のまま変更はありません。

Q 公立と私立の違いはどんなところにありますか？

保育料の計算方式は認可保育所であれば公立・私立とも共通です。

ただし、保育に必要な物品、保護者会費、延長保育の時間・料金などは園ごとに異なる場合があります。

詳細は各園の案内をご確認ください。

IV 公立保育所再編に関する質問

Q 公立保育所再編計画スケジュールを知りたい

令和7年10月に策定した「東松島市公立保育所再編計画」に基づく、公立保育所を現在7施設から3施設へと再編します。

基本的に民営化による保育機能の継承を予定しており、特に0～2歳児の定員数を現状よりも拡充するなど、現状以上の保育機能の拡充を図ります。

区分	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	保育所名	定員数	保育所名	定員数	保育所名	定員数
公立保育所	矢本東保育所	120	矢本東保育所	120	矢本東保育所	120
	牛網保育所	100	牛網保育所	100	牛網保育所	100
	野蒜保育所	60	野蒜保育所	60	野蒜保育所	60
	大曲保育所	100	大曲保育所	100	民営化	
	大塩保育所	60	大塩保育所	60	民営化	
	赤井南保育所	70	民営化			
	赤井北保育所	60	民営化			
私立保育園	矢本西保育園	60	矢本西保育園	60	矢本西保育園	60
	ウエルネス保育園矢本	75	ウエルネス保育園矢本	75	ウエルネス保育園矢本	75
	ウエルネス保育園赤井	75	幼保連携型認定こども園へ移行			
幼保連携型認定こども園					私立保育園（旧大曲保育所）★	110
					私立保育園（旧大塩保育所）★	60
小規模保育	GENKIっこ保育園東松島園	19	GENKIっこ保育園東松島園	19	GENKIっこ保育園東松島園	19
	GENKIっこ保育園すてっぷ	19	GENKIっこ保育園すてっぷ	19	GENKIっこ保育園すてっぷ	19
計		818		886		896

★宮城県認可前のため、名称および定員数は現時点（R8.7.1）の予定。

Q 令和9年度から赤井南保育所・赤井北保育所はどうなりますか？

赤井南・赤井北保育所は令和9年3月末で閉所します。翌4月からは、社会福祉法人タイケン福祉会が運営する幼保連携型認定こども園が赤井地区に開設され、保育機能を継承します。

Q 令和10年度から大曲保育所・大塩保育所はどうなりますか？

令和10年3月末をもって閉所し、民間事業者に保育機能を継承する予定です。

現在、継承に向けた手続き中であり、確定しだい、新設園に関する説明会を開催します。

新設園の開園は令和10年4月を予定しております。

Q 矢本地区にも新しい施設ができますか？

はい。

令和9年4月からは、矢本地区に学校法人寶國寺学園による「幼保連携型認定こども園」が新設されます。

Q 赤井南・赤井北保育所に在所している子どもは、自動的に新しい認定こども園へ移行しますか？

自動移行ではありません。必ず入所申込が必要です。

Q 認定こども園と保育所の違いは何ですか？

認定こども園は、教育(幼稚園機能)と保育(保育所機能)を一体的に提供する施設です。

保育所と同様に保育認定(2号・3号)で利用できます。

Q 幼稚園的な教育時間がありますか？

あります。

教育標準時間(1号認定)と保育標準時間・短時間(2号・3号認定)が設定されます。

ただし、保育認定で利用する場合は、保育所と同様の保育時間となります。

Q 兄弟姉妹で同じ保育施設に通えるよう配慮されますか？

可能な限り配慮しますが、選考結果によるため確約はできません。

Q 赤井南・赤井北保育所等の閉所後、書類や記録はどうなりますか？

児童の保育記録は、市および新設園で適切に管理します。

保護者の追加手続きは原則不要です。

Q 閉所前に個別相談はできますか？

はい。

市子育て支援課および各保育所で個別相談を随時受け付けています。

新設園の説明会は次の日程で開催されます。

■社会福祉法人タイケン福祉会 令和8年10月7日(水)18時～ 場所:赤井市民センター

■学校法人寶國寺学園 令和8年10月14日(水)18時～ 場所:矢本西市民センター

幼保連携型認定こども園とは

幼保連携型認定こども園は、幼稚園の「教育」と保育所の「保育」を一体的に提供する施設です。

教育を受けたい子ども(1号認定)と、保育を必要とする子ども(2号・3号認定)が、同じ園で一緒に過ごすことができる点が最大の特徴です。

1 事業内容と特徴

(1)教育と保育の一体的提供

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動を計画的に実施

遊びを中心とした学びを重視しつつ、年齢に応じた教育的な経験を提供

保育所機能も併せ持ち、長時間保育や延長保育にも対応(園の運営方針による)

☑「教育の充実」と「保育の安心」を両立した施設です。

(2)利用できる認定区分

認定こども園では、次の3つの認定区分で利用できます。

・1号認定(教育標準時間／幼稚園的利用)

・2号認定(保育標準時間／3歳以上)

・3号認定(保育標準時間／3歳未満)

☑保育園は2・3号のみですが、認定こども園は1号認定も利用可能です。

(3)給食・アレルギー対応

1号認定児も基本的に給食を利用できます

栄養管理された給食を提供

アレルギー対応は個別に実施(園の体制に基づき公表)

(4)入所申込

2号・3号認定(保育利用):市への申請 ※詳細は「令和9年度保育施設申込案内」をご確認ください

1号認定(教育利用) :園への直接申請

☑入所児童の自動移行はありません。必ず申込が必要です。

2 保育所との比較

(1)施設の目的

保育所	保護者の就労や疾病等により「保育が必要な子ども」の保育を行い、その健全な心身の発達を図る施設。
認定こども園	幼稚園の教育と保育所の保育を一体的に提供し、就労の有無にかかわらず子どもの育ちを支える施設。

(2)利用できる認定区分

区分	保育所	認定こども園
1号認定(教育標準時間／幼稚園的利用)	×利用不可	○利用可能(幼稚園的利用)
2号認定(保育標準時間／3歳以上)	○	○
3号認定(保育標準時間／3歳未満)	○	○

(3)教育内容・保育内容の違い

保育所	生活と遊びを中心とした保育 年齢に応じた活動はあるが、教育課程は法的には必須ではない 就労家庭の生活リズムに合わせた長時間保育が中心
認定こども園	幼稚園教育要領に基づく教育活動を体系的に実施 遊びを中心としつつ、年齢に応じた教育的経験を計画的に提供 保育所と同様の長時間保育にも対応(2・3号認定)

(4)利用時間の違い

区分	保育所	認定こども園
教育標準時間(1号)	×	4～5時間 9:30～13:30等 (施設により異なる)
保育標準時間(2・3号)	最大11時間 7:00～18:00等 (施設により異なる)	最大11時間 7:00～18:00等 (施設により異なる)
延長保育	施設により異なる	施設により異なる

(5)行事の違い

保育所	生活行事・季節行事が中心 保護者参加は必要最小限
認定こども園	教育課程に基づく行事が加わるため、種類が増える場合あり。 ただし、保護者負担が過度にならないよう園が調整。

(6)費用の違い

区分	保育所	認定こども園
保育料(2・3号)	保育料階層(区分)を市が判定	保育料階層(区分)を市が判定
教育利用(1号)	×	無償化対象 (給食費等の実費負担あり)

3 子どもの環境変化への配慮

新設園では、慣らし保育や個別支援を行い、子どもが安心して新しい環境に慣れられるよう配慮します。

4 相談窓口

入所や新設園に関するご相談を随時受け付けています。

＜幼保連携型認定こども園＞

ウェルネスこども園赤井	東松島市赤井字川前四番 17 番地2	☎0225-25-7790
のびるこども園	東松島市矢本字西新町 10 番地 19	☎0225-84-2720